

# 初等教育制度確立前史

——明治初期における子ども読み物から——

眞 有 澄 香

はじめに

うした明治初期の教科書と子ども読み物との関わりについて、つぎのように述べている。

我が国における近代学校教育制度のはじまりは、い

までもなく一八七二（明治五）年八月三日に太政官名で文部省から布達された「学制」である。この「学制」による新しい教育や国民皆学を推進するために時間を要した文部省は、新しい教材集の作成に奔走するなか、当面は翻訳物や民間の教育用読み物、啓蒙的な書物を利用していった。その詳細を精緻に調査・分析した大著『明治初等国語科教科書と子ども読み物に関する研究 リテラシー形成メディアの教育文化史』を著した府川源一郎は、そ

明治期における「国語教科書と子ども読み物」との関係を考えていくにあたっては、正式に教科書と銘打たれた著作物だけでなく、それまでの教育活動で使用されていた江戸期からの刊行物や、啓蒙的な翻訳読み物の様相などをもある程度視野に入れて、考察を進めていく必要がある。

この指摘は「初等国語教科書」に関してではあるが、

それは、国語科に限ったことではない。明治初期の段階では、啓蒙書や教育用読み物が混在した、未分化な状態の教育用書物が大勢を占めていた。その多くは修身談や家庭教育談として、子どもの教育用とされた書物が幾種も編纂されながら一般に流布し、使用されていたのである。

ここでは、そうした明治期の子どもの読み物から、国定となって教科書が他の書物とは明確な区別がなされるようになるまでの有り様を整理しながら検討し、考察を加えてみたい。

### 『婦女鑑』の登場

日本近代教育制度の幕開けが「自今以後一般の人民華士族農工商及女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と宣して布達された「学制」（一八七二年）であるとしても、女子に対する教育が後れを取っていたことは言を俟たない。その一例として、「高等女学校令」（一八九九年）の前身にあたる「高等女学校規程」（一八九五年）においては、「高等女学校ハ女子

ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス 高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得」との条項を設けただけで、修業年限、入学資格、学科目等についての詳細な規程は設けられなかった。

あるいは、その後、諸学校制度改革が行なわれ、高等女学校は独立の学校令によって規定され、中学校令から分離することになるが、新たな「高等女学校令」を公布しながらも、その目的は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」と定め、男子のように実業教育の制度と高等普通教育の制度とを並立させる形とはしなかったことなどを挙げれば十分であろう。

ようやく女子の高等普通教育が中流以上の社会生活を送る女子のための教育であり、その特質がいわゆるのちの「良妻賢母主義」の教育にあることを明らかにしたのは、高等女学校令制定について樺山文相が、一八九九（明治三二）年七月の地方視学官会議において、高等女学校は「賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ、故ニ優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱ニ中人以上ノ生活ニ必須ナル學術技芸ヲ知得セシメンコトヲ要

ス<sup>①</sup>」と明言したことによるという経緯を思い起こせばいい。

こうして「学制」から「高等女学校令」公布に至るまで、四半世紀以上も我が国の女子教育は具体的な教育理念も女性像も見いだせないまま放置されていたと言っても過言ではない。しかしながら、そうした空白期は、一八八七（明治二〇）年七月に宮内省蔵版として出版された『婦女鑑』によって少しずつ女子教育の方向性を見出していくことになる。

越後純子『『婦女鑑』の研究―徳目構成と例話内容の分析を通して―』<sup>②</sup>が指摘する通り、『婦女鑑』は近世から発達してきたそれまでの女子修身書とは一線を画している。具体的に言えば、『婦女鑑』は明治天皇や皇后の内意を受けて編纂され、宮内省から修身教科書が出されたという異例の書であり、実際に皇后が行啓して生徒に下賜したことは特筆すべき点であろう。

そうした特異な事情を有する『婦女鑑』の成立事情や編纂過程における徳目の精選、例話の典故などについては前掲した越後の諸論文<sup>③</sup>に詳述されているのでここでは触れないが、当時としては量質ともに他書を圧倒してい

る『婦女鑑』が、女子教育の空白期ともいえる一八八〇年代に、宮内省から許可を得た御用書肆吉川半七（後の吉川弘文館）から一般にも販売された意義は決して小さくはないであろう。

では、資料（一）に掲げた『婦女鑑』が描く女性像と



資料（一）『婦女鑑』全6巻（初版明治20年10月）、明治27年7月、宮内省蔵版（府川源一郎氏所蔵）

はどのようなものか。越後によれば、全六巻には一二〇の例話が掲載され、そのうち女性は一二六人である。また、編纂稿本から一二の徳目によって構成されているという。その一二の徳目とは、「孝行・友愛・婦道・勤儉・慈善・母道・忠誠・愛国・識見・才学・処変・雑徳」である。また、その特色について、「親を孝養・救済し、夫を助け、家を治め、子への教育・訓戒を行うなどの徳行が上位に据えられ重視されている」としながらも、そこに限定されない女性像について、つぎのように指摘している。

これらに加えて「才学」や教養を持った女性が期待され、「識見」に優れるなど独自の判断で状況を打開する女性を取り上げられている。また、特に、西洋の女性を模範像として、「慈善」や「愛国」の例話を掲載しているのは、この時期としては注目すべきことである。

このように、和漢洋に亘る例話から、多くの徳目を女性に期待している。このことは、本書が華族女学校用の

修身書として作成されたという事情も大きく関わっていると思われるが、そこに「国家的・社会的な徳行にも目を向けさせよう」という編者の意図があったとすれば、「良妻賢母」という枠に嵌められる「高等女学校令」公布までの女性像は、それほど偏ってはいなかったといえるであろう。

一例を見てみよう。「利禰」（『婦女鑑』巻三「利禰」）はまともな家具も持たない貧しい女性であったが、キリスト教を深く信心し、善を為すことに楽しみを見出している女性であった。隣室に住む「毘利」という女性には耳の不自由な女の子が一人いた。年老いて不起の病に罹った「毘利」は、不幸な女兒を遺しては死にきれないという。そこで、「利禰」は女兒を引き取ることを約束し、「毘利」は女兒を託して安らかに臨終を迎える。いくら貧しくとも「利禰」は嘆くことなく女兒を我が子のように愛育した。その理由を人々から問われると、つぎのように答えたという。

利禰ハ嘆き慮かる顔色もなく。答ふるやう。われこの女兒をその母に托せられたり。わがこれを養ふは神

の見たまふところなり。

つぎのような例話もある。「少女馬利」(『婦女鑑』巻三「少女馬利」)は、あるフランスの葡萄園の園丁の女。やうやく一五歳になった時、祭りの日に着用する衣装を買うために貯めたお金を持って歩いてみると、一人の老父が困弊を極めて路傍に蹲り泣き叫んでいた。立ち止まった「馬利」は、老人から話を聞き、老人に手持ちの金を与えた。この例話の末尾は、つぎのように締めくくられている。

この善行をなしたるハ美しき衣着たらむには勝れりとおもひ。よろこびて家にかえりしとぞ。

幼い「馬利」ではあるが、大事な祭りの日に自らを着飾るためにささやかながら貯蓄をしている。先の「利禰」もまた、貧しいながら女手一つで障害を持った少女を養育する道を選んでいた。これらの例話は、女性の自立の例としてみることもできよう。が、こうした慈善に歎びや幸せを見出す女性の例話は、いうまでもなく西洋的な

神への愛という、キリスト教の教義に基づいたものである。それらが、従来の「孝子説話」で語られてきたような、孝行や貞淑、あるいは賢母という枠組にとらわれぬい徳目として掲げられていることは、『婦女鑑』の目指す女性像が必ずしも前時代的な徳行だけではない、多様な徳目の例話によって、新時代に相応しい、近代日本に期待される女性像を模索していたものと受け止めることができよう。

#### 「教育勅語」渙発へ

「学制」公布以来、我が国は、国家の根幹となる教育制度における理念や目的を見いだせないまま揺れ動く。しかし、文明開化によって欧化に飲み込まれていく風潮を憂慮した明治天皇は、我が国の伝統的な倫理道徳に関する教育の重要性を「教育勅語」として渙発する。それは、一八九〇(明治二三)年一〇月のことであった。日本人が祖先から受け継いできた豊かな感性や美徳、徳育養成の振興が、新しい時代にこそ必要と考えたからである。「教育勅語」には、道義国家として発展してきた我

が国の伝統である教育の根幹を、一二の徳目として掲げている。それらを列挙すれば、「孝行・友愛・夫婦の和・朋友の信・謙遜・博愛・修学習業・智能啓発・徳器成就・公益世務・遵法・義勇」（明治神宮解説）ということである。確かに「皇祖」「皇宗」「臣民」など、神道的史観によるものではあるが、ここには声高に皇国民の育成を期する文言は見られない。にもかかわらず、この「教育勅語」が揺れる教育界に一つの方向性をもたらしたことは言うまでもない。

その一つの因として考えられるのは、一般にも分かりやすい「教育勅語」の解説書が数多く刊行されたからではなかったか。ちなみに、国立国会図書館近代デジタルライブラリーによれば、「教育勅語」が發布された一八九〇（明治二三）年以降、「改正小学校令」が公布される一九〇〇（明治三三）年までの約一〇年間に、「教育勅語問答」（岡島安平、一八九一年、図書出版会社）、「教育勅語奉解」（大石貞質、一八九二年、図書出版会社）、「教育勅語略解」（正木次章、一八九二年、正木次章）など、五二種にも及ぶ解説書が刊行されている。

それらのなかには、「教育勅語さとし歌」（八雲都留麻、

一八九三年、吉岡平助）や「教育勅語唱歌集」（農美重由編、一八九六年、明輝社）といった「歌」として出版されたものもある。これは、小学校に「唱歌」が設置されていたことと関わるが、「教育勅語」で示された一二の徳目を優しい旋律に乗せて歌うことで学び深めることを目的としていたと考えられる。

例えば、「教育勅語唱歌集」の目次は、「君が代」「教育勅語拝読の歌」「日本の歌」「忠君の歌」「孝行の歌」「慈愛の歌」「友愛の歌」「信義の歌」「恭儉の歌」「博愛の歌」「勤学の歌」「遵法の歌」「義勇の歌」「誠実の歌」「耐忍の歌」「貞操の歌」「愛国の歌」とあり、「教育勅語」で重視された「孝行・友愛・夫婦の和・朋友の信・謙遜・博愛・修学習業・智能啓発・徳器成就・公益世務・遵法・義勇」が総て盛り込まれていることが分かる。

ところが、作者が歌曲を編成する上での意図か、あるいはただの勢いなのか、「教育勅語」が天皇の名で国民教育の基本理念が示された勅語であることを重視するあまり、「孝行・友愛」などの徳目の前に、まず天皇崇拜が歌われ、「日本国」の特異性や優位性を歌うという構成が取られている。

こうした内容構成は「教育勅語さとし歌」にも見られる。例えば、「親に孝弟ハ兄を尊みて」という歌詞の前に、「皇祖皇宗の神たちの遺し給へる御教へをこの皇國の臣民がふみ行く道の基として」というように、あたかも枕詞や序詞のように、皇國とその臣民であることの自覚が前置きされている。このことについては、いままし事例を掲げておきたい。

先に指摘した、「教育勅語」の解説書というべき五二種をここで総て取り上げることにはできないが、これらのなかから、学校における修身科教育を念頭に作成されたと思われる「勅語衍義教育修身美談」（河井東涯編著、明治二四年九月、図書出版会社）を見てみたい。

同書の「緒言」には「教育勅語ヲ俗解シ之ニ加フルニ古今人ノ言行事蹟ニシテ」とあり、全一三三頁には「教育勅語」の文章を一文ずつ解説しながら、「我が臣民、克く忠ニ」の箇所では「楠正成の忠を尽せし事」（一四頁）や「楠正行父の遺訓を守りし事」（二四頁）が紹介され、「我が国の臣民たるもの手本とすべきもの」という。また、「朋友相信シ」の箇所では「誠心を尽すべきこと」を説明しながら「細井平洲の朋友に信を尽せし

事」（六八頁）を掲げ、たとえ家郷の友人が早世してもその子どもたちまで我が子のように大事にした例を紹介している。その他、「博愛」の「稲村七郎左衛門の慈愛なりし事」（九一頁）では、出羽國の富豪の農家である七郎左衛門が村民の困窮時に私財を擲って村民を救済し、その博愛から村民の信望を集めた例として掲げている。いずれも「教育勅語」で示された徳目の重要性を古今の事例を挙げながら紹介し、具体例を伴う形で解説しているのだが、同書の真意は明らかである。その証左として、つぎに、冒頭の「凡例」を掲げておく。

一 本書ハ明治二三年ヲ以テ下シ玉フ教育詔勅 天皇陛下ノ積年宸憂アラセラレタル我人民ノ教育ニツキ臣民ノ為メニ人道民靈ノ大綱教導化育ノ淵源ヲ示シ玉フ聖旨ノ辱キヲ少年子弟ニ知シメント欲シテ予ガ淺見ニシテ深遠ナル皇道ノ要旨其ノ一端ヲ窺フ能ハスト雖モ聊カ了解スル所 聖旨ノ辱キヲ感泣シテ己ム能ハサレハ長クモ之ニ解釈ヲ作りテ子弟ノ為メニ聖旨ノ万一ヲ發揮セント欲スルニ在リ

や引用が長くなつたが、ここに明記されているように、著者の執筆動機は、「教育勅語」の平易な解説書ものするというだけでなく、詔勅である「教育勅語」という「聖旨」の「辱キヲ感泣」したからなのである。

このことは、同書の末尾に掲げられた「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」の解説文で確かかなものとなる。ここで「拳々」や「服膺」の意を解しながら、同書はつぎのように締めくくられている。

生れてこの聖代に逢ひ日夜この御聖徳に沐浴することを得たるは無上の幸福なり必ずや誓て陛下の率ゐさせ給ふところに仰ぎ則りこの聖訓を奉体し以て臣民たるの分を尽さねばなりません（一三三頁）

同書が「教育勅語」に掲げられた徳目の重要性を解説したものではありませんながら、この文章からも、新しい時代に進むべき道を求め彷徨う国民に、あらためて古来から日本人が受け継いできた徳行として「教育勅語」を広く天下に発布した天皇という存在への、烈々たる信奉が著者を動かしていたと言わざるを得ない。

### 美談・修身談の刊行

これまで、我が国における女子教育の空白期に、皇后下賜の『婦女鑑』によって幅広い女性像が示された。ところが、その後、「教育勅語」渙発によってその解説書が数多く出版され、それらは詔勅の内容よりむしろ天皇への信奉や崇拜を基盤としたものであったことを確認してきた。そうした微妙な温度差や主張のズレは、その後の子ども読み物にどのような影響を与えるのであろうか。ここでは、「教育勅語」発布以降の子ども読み物をいくつか取り上げ、その変遷を追ってみたい。

一八九一（明治二四）年二月に図書出版会社から刊行された篠田正作『家庭教育女子立志美談』は、「教育勅語」発布から間もないものである。資料（2）として掲げたように、表紙は腰に矢を差して幼子を抱いた老人と、そばで弓矢を持つ美女が愛おしそうに幼子を見つめている。その美女の衣装が、平安時代以降の昼装束と呼ばれた公家男子の正装のようにも見えるところから、これは美女ではなく、端麗な男性かもしれない。見開くと、年





資料 (2) 篠田正作『家庭教育女子立志美談』(初版明治 24 年 2 月)、明治 25 年 4 月再版、図書出版会社 (府川源一郎氏所蔵)

配の女性が、赤や浅黄色の着物を身にまとった若い女性や少女たちに手習いを教えている挿絵が目を引く。「序」には、つぎのように記されている。

すべて女子はやわらかなる徳をもちて男子のこはき徳をととのふるものなれば志とやかにやさしくなさけふかく夫につかふるをよしとすたとひ物まなびたらば

とて此こと行ひとげずばたうとむべき女子とはおもわれず

この「序」を見る限り、「教育勸語」渙発とは無関係に、女子の嗜みや作法、心掛けなどを教示する一書として出版されたものである。親孝行や孝貞の妻など、二十七名の女性の例話が紹介されていると同時に、「婚礼の事」「妊娠中の心得」「裁縫の事」「化粧の事」など、日常の心得が事細かく書かれている。

例えば、「化粧の事」を見てみよう。

化粧とて紅白粉を施すも女子のたしなみにて必ず欠くべからざることなりさて化粧をする前にハ必ず浴して垢をおとすにハ通常の糠袋にてこするなれどもこれに良き洗粉を混ふれば能くおちて匂ひもあしからず  
(二四一〜二四二頁)

こうして、化粧の前には必ず湯浴みをするこことや、白粉が粉をふいたようにはならないように、額や襟足の剃り方まで説明されている。その他、あまり白粉が濃くな

りすぎないようにすることや目立たない化粧を心掛けるようにするなど、事細かく懇切丁寧な助言が鏤められている。

こうした実用的な女子の生活必読書は、二年後、「幼年文庫」に収められ、書名も『女子修身美談』と変えられ、広められていったようである。つぎに資料(3)として掲げたが、「幼年文庫」とは少年少女向けに書かれた「家庭教育」「立志美談」「歴史美談」などから構成され、一八九二(明治二五)年から一八九四(明治二七)



資料(3) 篠田正作『幼年文庫女子修身美談』、明治27年3月、中村芳松・石川正七(府川源一郎氏所蔵)

年ごろまで、鐘美堂や図書出版社から刊行された。そのなかの一冊に、同書が採録されている。したがって、同書は、「序」に「たとひ物まなびたらばとて此こと行ひとげずば」と記されていたように、修学か未就学かといった学校教育の如何に関わらず、女子の成長に合わせた手引書として読まれていたと考えられる。

同じように、「教育勅語」とは無関係に、児童の成長に合わせて談話の稽古をさせようというものもある。資料(4)『小学生徒談話美辞法』の「緒言」には、つぎ



資料(4) 今井道雄編纂『小学生徒談話美辞法』、明治24年9月、吉岡平助(府川源一郎氏所蔵)

のような記述がある。

此本に依て談話はなしの稽古をすれば談話の上手となるは請合であります（中略）勿論余等は教育者でありますから政治に係る事は申しません談話なり演説なりを作るも皆言語ごんごの練習を目的とし併せて学科の進みを助けるのでやはり教育の為であります

同書の目次には、「早起」「挨拶」「読書」などの日常的な事柄から「小野道風」「徳川頼宣」などの偉人や傑人の話に至るまで、全一〇〇種の演説が掲載されている。「緒言」において「余等は教育者」というように、いずれも教育に携わる人々の口演である。なおかつ、同書は小学男児を対象としたものであり、口演者も全員が男性、取り上げられた古人はほとんどが男性である。いうなれば、談話が重要なのは男子であって、女子には不要ということか。

いずれにしても、同書が「談話」に注目したのは、一八八九（明治二二）年二月に大日本帝国憲法が發布され、国会が実施されるようになったという時代背景が、そこ

にはある。当然ながら、当時の女子に選挙権などはない。たとえ「談話」や「演説」が上手になったとしても、何の意味も持たなかったであろう。が、「余等は教育者」といって憚らない人々が、そうした女子の〈声〉への無関心や無理解を無自覚に披瀝しているところは無視できないものがある。

その一方で、資料（5）として掲げた『女子家庭修身談』のようなものもある。同書の「叙」には、つぎのよ



資料（5） 稲生輝雄編『女子家庭修身談』（初版明治25年4月、明治27年6月3版、金川書店（府川源一郎氏所蔵）

うに記されている。

少小女兒ノ徒ニシテ時ニ之レヲ披閱シ苟モ得ル所アル唯ニ余ノ幸福ナルノミナラス少年文学界ニ於ケル欠漏ノ万分ヲ補スルニ庶幾カラシカ

この「叙」に書かれたように、同書は「柔和」「清整」「尊敬」などの女性としての心得に加え、「徳行の全き貞婦の話」「後妻某夫人を敬愛せし話」など、例話を取り入れられている。

冒頭を飾る「第一 柔和」を見ておこう。

柔和にして優美なるは。我国の女子をして。譽れを得しめたる徳の一なれば。月日とともに限なく。千代も八千代も。とことほに守り伝えへて。いやがうへ御旗の光り諸共に。かがやかしたきものにそある。(九  
〜一〇頁)

ここで、女子は高尚優美に立ち回ることを説きながら、「御旗の光り諸共に」という一文が出てくる。とはいえ、

「清整」「尊敬」などの他の箇所では、全く国体や皇国などに触れてはいない。それからすれば、先に触れたように、文語調で国家に関する一文を書く時、枕詞や序詞のように、「千代も八千代も」、「光り」「輝かしき」などの修飾語を入れることで、文章全体の流れを整えているかのようなのである。こうした表現に関することは別稿に譲らねばならないが、同時期、奇しくも従来の文語体から口語体へと移行していく言文一致運動の最中という時代状況をも考え合わせる時、単に著者の思いだけではない、表現と内容という大きな問題が、そこに横たわっているようにも思えるのである。

#### 口語体による読み物へ

資料(6)として掲げた森下亀太郎『日本修身談』は、「教育勅語」の発布だけでなく、当時の言文一致運動に感化されて公刊された一書とみられる。その理由は、同書の「序」と「自序」は文語体で記されているもの、本文は口語体が採用されているからである。「自序」にはつぎのような文章が見られる。



資料 (6) 森下龜太郎『日本修身談』(初版  
明治 25 年 4 月)、明治 25 年 12 月  
再版、積善館 (府川源一郎氏所蔵)

教育者の責任如何を回想するときは教育者は政府の  
示す所の方針に従ひ一意以て薰陶に従事すべきもの

この教育者としての自覚は、先に見た「余等は教育者  
でありますから政治に係る事は申しません」と明言して  
いた『小学生徒談話美辞法』とは、大きな違いが見られ  
る。続いて、つぎのような一文も記されている。

謹んで聖意万分の一に対へ奉らんが為に本書を編み  
以て天下愛国の同胞に頒ち希くは日本第二の国民をし  
て上は忠良の臣民となり下は孝順の子弟たらしめ以て  
我が国体の精華を発揚せんと欲す

これらの「自序」から、「教育勅語」渙発に動かされ  
て公刊されたものであることは確かである。また、「凡  
例」では、文体についてつぎのように記している。

一 本書は重もに小学尋常科修身教授の資に供し併せ  
て家庭の教育を裨くる所あらしめんことを期し通  
篇悉く談話体を以て記述せり

このように、平易や親しみやすさを考慮して「談話体」  
を使用したという。では、つぎに、「談話体」で記され  
た本文の冒頭をつぎに掲げよう。

#### 孝助の早起き

ある処に孝助と呼ぶ七歳の子がありました此孝助が  
ある朝早く目が覚めましたから耳を澄まして聴きます

ると裏の井水を汲む音が「礮きりぎりす々」と響きました暫時すると母親とお竹どんの話し声が聞こへましたから母様も早起きなされお竹どんもまた起きた事がわかりました  
(二頁)

この孝助が、早起きをして父親から「賢こい坊だな」と褒められ、両親に朝の挨拶をしてから学校へ行く用意をする。それから弟や友人たちと学校へ行き、先生の言うことをしっかり聞いたり、帰り道に弟を助けたりして、末尾は「近所の人ハ誰も彼も二人を褒めぬ物はありませぬ」と締めくくられている。

その他には、「素戔嗚尊翁嫗の為に大蛇を殺し給ふ」(六八頁)といった例話はあるが、特に皇国民養成を期する話ではない。ただ、「松平信綱念仏を唱へず」では、病の身となった松平信綱は、臨終に際して家人が念仏を唱えるなか、「御上に身を捧げたれば南無阿弥陀仏は兎も角奉公く〜と唱ふべし」(九一頁)という話が載せられている。

こうして見ると、天皇より「教育勅語」を賜ったという畏敬や深謝の念は、文語調で書かれた読み物がひと

わ目立つような文脈として記されていると考えていいのではなからうか。『小学生徒談話美辞法』や『日本修身談』といった口語体で記された読み物は、たとえ「聖意万分之一に對へ奉らんが為に」公刊された読み物でも、皇国民意識や天皇崇拜があらさまに著述された例話は極めて少ない。

女子用に作成された『教育美談やまとにしき』もまた、口語体で書かれた読み物である。資料(7)として掲げたが、「凡例」にはつぎのように記されている。



資料(7) 三好守雄『教育美談やまとにしき』、明治25年6月、学友館(府川源一郎氏所蔵)

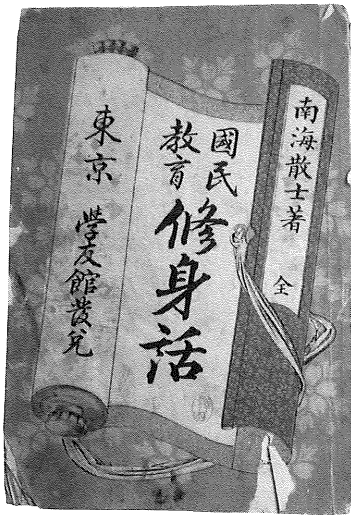
善悪二途の人を叙述致し、以て読者諸君に善き事を  
バ為して悪しき事ハ避け、是非正邪の道を明かならし  
めんと欲する微衷こころで御座います

この言の通り、同書は口語体を用いながら、「佐々木  
小次郎忠死の話」(九頁)「千松主君に代り毒を食ひて死  
せし話」(一五頁)など、忠義を重んじて主君を守ると  
いう忠臣の教えを例話にする一方で、「光秀誤つて実母  
を殺せし話」(二八頁)のように「悪事成す」と「罰が  
当たる」という因果応報の例話が紹介されている。

これまで見てきた子ども読み物は、ほとんどが「教育  
勅語」発布から間もない、一八九一(明治二四)年から  
一八九二(明治二五)年に刊行された子ども読み物だが、  
その後、政界では第二次伊藤博文内閣が成立(明治二五  
年八月)し、教科書検定秘密漏洩事件(同年一月)や  
「文部省文課規程」の改正(明治二六年)、「市町村立小  
学校教員任命令」(同年)の制定など、近代教育制度の  
確立に向かってさまざまな改正が行われていた。それで  
も女子の就学率は上がらず、就学促進のため教科目に裁  
縫を加えることが訓令として公布(明治二六年七月)さ

れ、少年少女の教育に世間の注目が集まろうとしていた  
時期を迎える。そこで、いまひとつ、一八九四(明治二  
七)年二月出版の南海散士『国民教育修身話』を見てお  
きたい。

資料(8)として掲げた同書の見開き扉には「勅語」  
として「教育勅語」が掲げられ、「緒言」には「本書編  
纂ノ目的ハ専ラ明治二十三年教育ノ勅語ニ基キ普ク児童  
ヲシテ智ヲ啓キ徳ヲ成シ一家ノ主一国ノ民タルニ愧ヂザ  
ラシメントスルニ在リ」と記されている。こうした「教



資料(8) 南海散士『国民教育修身話』  
明治27年2月、学友館(府  
川源一郎氏所蔵)

「育勅語」の普及や浸透を志した読み物は多いが、先述したように、「教育勅語」で示された徳目は、「孝行・友愛・夫婦の和・朋友の信・謙遜・博愛・修学習業・智能啓発・徳器成就・公益世務・遵法・義勇」の一二種であった。ところが、同書の目次には「孝行・友愛・信義・教育・勤勉・志操・慎重・忍耐・節儉・謙讓・廉潔・貞節・忠誠」という一三の徳目に例話が付され、「教育勅語」と重なりながらも異なっている。

何が捨象されたのか。同書の目次と比してみれば明らかである。それは、「博愛」である。我が国の教育制度が確かな骨格を持ち始めたということは、すなわち国民が国家主義を受け入れはじめた時期でもある。そうした国家的利益や天皇制という宗教的またはイデオロギー的観念が浸透していく時、キリスト教的な人類全体の福祉増進という博愛の精神は、「忠誠」の裡に秘められた「孝行」や「信義」に埋もれていくのである。

## おわりに

ここで見てきたような明治期の子どもの読み物は、『婦

女鑑』で示された女性像から次第に離れ、「教育勅語」の徳目からも微妙に外れていく。そうして、一九〇三（明治三六）年以降国定となった小学校用教科書において、修身科と国語科とに分離されながら読み継がれていくことになる。ただし、読み物としての例話は副読本や教授用の補助的書物のなかに生き残り、古今に亘る偉人の例話は、日本古来の徳目として別格に扱われ、国語科講読用教科書に採録されていく。そうした教科書や教材化の問題は、『高等女学校資料集成』や『国語教育史資料』<sup>10</sup>、拙著『読本』の研究 近代日本の女子教育』などを参照されたいが、こうして見てくると、ここで取り上げた諸本が『婦女鑑』や「教育勅語」公布以降の刊行でありながら、著者それぞれの思想が、『小学生徒談話美辞法』のような「談話」や「演説」を重視した読み物となったり、『日本修身談』のような「小学尋常科修身教授の資に供」するための副教材になったりするという、子ども読み物さえ揺れ動いていた時代であったといえよう。そうした混乱期に少年少女たちは為す術もなく時流に翻弄されていたわけだが、そこに文体の問題も考え合わせない限り、その内実は明らかににはならないのではなか



ろうか。府川が指摘したような「それまでの教育活動で使用されていた江戸期からの刊行物や、啓蒙的な翻訳読み物の様相などをもある程度視野に入れて」という「様相」には、明治期の子ども読み物から見えてくる内容と表現といった文体の問題も含まれるであろう。皇国をあげ奉る枕詞は、口語体でも可能なのか。文語体なら必然なのか。そうした問題をも「ある程度視野に入れ」なければ、子ども読み物が教科書や副読本に与えた影響は論じきれないのではなからうか。

〔付記〕

本稿を成すにあたっては、横浜国立大学名誉教授府川源一郎先生より貴重な資料の数々を拝借しました。ここに記して深謝申し上げます。

〔注〕

- (1) 二〇一四年二月、ひつじ書房、一七頁
- (2) 文部省『学制百年史』「第一編」、昭和四十七年一〇月、帝国地方行政学会、三四六〜三四七頁
- (3) 2に同じ、三四八頁

(4) 3に同じ

(5) 「人間文化創成科学論叢」第一三巻、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科、二〇一一年三月、二〇九〜二一〇頁

(6) 5に同じ。越後純子『『婦女鑑』の例話の出典』「人間文化創成科学論叢」第一五号、二〇一三年三月、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科

(7) 5に同じ、二一〇頁

(8) 5に同じ、二一五頁

(9) 全一九巻、高等女学校研究会編、一九九一年、大空社

(10) 全六巻、井上敏夫他編、一九八一年、東京法令出版

(11) 二〇〇五年六月、おうふう